

令和7年11月16日執行

産山村長選挙

立候補届等

選挙運動

産山村選挙管理委員会

は し が き

令和7年11月16日に行われます産山村長選挙用として作成したものです。

選挙に立候補される方々は、十分にご研究・ご承知のことと存じますが、候補者等が行う各種の届出をはじめ事務手続、選挙運動等を概説したものです。これで十分というわけではありませんが、ご参考となれば幸いです。

明るい選挙はみんなの願いであるにもかかわらず、なかなか実現できないのが現状です。

候補者、運動員、有権者ともども選挙をきれいにし、高潔な政治が行われることを切に願うものであります。

令和7年10月

産山村選挙管理委員会

委員長 井 義實

目 次

選挙期日及び告示	2
立候補届出手続	2
候補者届出記載注意事項	4
届出期限期限等一覧表	8
証明書等の留意事項	9
届出書等一覧表	11
届出書等の留意事項	12
選挙運動に関する収入及び支出の報告書の記載上の 注意	14
選挙運動従事者及び労務者に対する実費費用弁償の 最高額及び報酬の最高額	16
選挙運動一覧表	17
選挙運動員等又は労務者に支給することができる報 酬及び実費弁償について	25
日程について	26

I 選挙期日

選挙の期日及び告示日は、次のとおりである。

選挙の期日・・・11月16日（日）

選挙の告示・・・11月11日（火）

II 立候補届出手続

1 届出受理の手続

1) 日時及び場所

告示日（11月11日）、午前8時30分から午後5時まで産山村基幹集落センター2階大会議室で受け付けます。

2) 受付順序の決定

次の方法により受付の順序を決定します。

告示日（11月11日）の、午前8時30分前に到着した者については、くじによりその順序を決め、午前8時30分後に到着した者は、到着順により受け付けます。

午前8時30分前に到着した方の受付要領は、次のとおりです。

- ①まず、「くじを引く順序を決めるくじ」を届出人が引く
- ②その結果の順序により「受付順序のくじ」（本くじ）を届出人が引くことによって順序を決めます。

（注意）届出書類を持参せず、単に席の確保のみの方はくじに参加できないので、必ず届出書類を持参してください。

3) その他

届出の際は、必ず届出書類持参者の印鑑及び候補者（推薦届出の場合は、推薦届出人）の印鑑を持参してください。

2 候補者届の事前審査

受付が速やかにできるように10月24日から11月5日（土、日、祝日を除く。）の9時から17時までの間に産山村選挙管理委員会事務局で事前審査を受けて下さい。この場合、添付書類を整えておいて下さい。

また、選挙運動用ポスター及びビラについても、印刷前に審査を受けておくことを勧めます。

3 立候補の辞退

立候補を辞退するときは、告示日（11月11日）の午後5時までに選挙管理委員会事務局に辞退届を持参してください。

この場合、候補者本人が持参するようにしてください。

なお、やむを得ず、代理人の方が持参される場合は候補者の委任状も併せて持参してください。

11月11日午後5時以降は辞退できません。また電話による辞退も認められません。

Ⅲ 候補者届出記載注意事項

1 立候補届出

立候補しようとする者は、選挙期日の告示日（１１月１１日）に郵便よることなく次の書類を選挙長に提出しなければなりません。

1) 届出書類

(1) 本人による届出（法８６の４①）

- ア. 候補者届出書（本人届出） 1－1
- イ. 添付書類・・・供託証明書
 - 宣誓書 1－4－1
 - 所属党派証明書（無所属の場合は不要） 1－5
 - 戸籍謄本又は抄本
 - （通称認定証明書 1－6）

(2) 推薦による届出（法８６の４②）

- ア. 候補者推薦届出 1－2
- イ. 添付書類・・・供託証明書（推薦人名義）
 - 候補者推薦届出承諾書 1－3
 - 宣誓書（候補者本人） 1－4－1
 - 所属党派証明書（無所属の場合は不要） 1－5
 - 戸籍謄本又は抄本（候補者本人）
 - 推薦人の選挙人名簿登録証明書
 - （通称認定証明書 1－6）

本人届出の場合

候補者届に必要な事項を記載すること。

- (1) 「候補者の氏名」欄に書く氏名は、**楷書**で記載してください。特にこの氏名については戸籍簿に記載された氏名によらなければならないこととなっていますので、戸籍の謄本又は抄本の氏名と照合した上で記載してください。

また、次の点に注意してください。

- ア 「ふりがな」については、「通常のよみに従ったふりがな」を「ひらがな」で付してください。
- イ 戸籍簿が漢字であるのに、かな書きで届け出ることはできません。
- ウ 通称を使用する場合であっても、戸籍名を記載し、通称は記載しないでください。

- (2) 「性別」欄には、「男」又は「女」のいずれかを丸で囲んでください。

- (3) 「本籍地」は、県名から番地まで記載し、戸籍の謄本又は抄本と必ず一致させてください。

- (4) 「住所」欄には、本籍地と同じように県名から番地まで記入すること。住所と本籍地が同じであっても「同上」、「同」、「〃」と記載せずにそれぞれ記載してください。

- (5) 「生年月日」欄には、大正、昭和、平成の年号のいずれを選び丸で囲む。これも戸籍謄本又は抄本と一致すること。

なお、被選挙資格である年齢満25年以上とは、選挙の期日現在で算定する。

- (6) 「党派」欄には、政党その他の政治団体を記入すること。所属党派証明書のない場合は、必ず「無所属」と記載すること。

- (7) 「職業」欄には、具体的に記載してください。なお、公務員については、立候補制限(法89)の関係がありますので単に「公務員」ではなく「民生委員」「産山村消防団長」などのように記載してください。

(8) 「添付書類」

- ① 供託証明書（村長選挙 50万円）
- ② 宣誓書
- ③ 戸籍謄本又は抄本
- ④ 所属党派証明書（無所属以外の者）

なお、「添付書類」欄中、無所属の場合は「所属政党（政治団体）証明書」の箇所を二本線で見え消しし、押印すること。

推薦届出の場合

- (1) 推薦届出者は本村の選挙人名簿に登録されている人でなければなりません。
そのほかは本人届出の(1)から(8)までは同じ。

(2) 「添付書類」

- ① 候補者の承諾書
- ② 選挙人名簿登録証明書（推薦届出者の登録証明であり、候補者の登録証明ではありません。）
- ③ 供託証明書（推薦届出者名義）
- ④ 宣誓書（候補者本人の宣誓書）
- ⑤ 戸籍謄本又は抄本（候補者本人のもの）
- ⑥ 所属党派証明書（無所属以外の人で候補者本人のもの）

※ 本人届出と同じく無所属の場合は「所属政党（政治団体）証明書」の箇所を二本線で見え消しし、押印すること。

2) 通称使用認定手続

立候補の届出は戸籍名でしなければなりません。戸籍名に代わって広く通用している通称がある場合で、記号式投票用紙、立候補の届出の告示、新聞広告の氏名等に通称の使用を希望する場合は、選挙長に対し次のような手続をしなければなりません。

(1) 立候補の届出と同時に通称使用申請書を提出すること 1-6

(候補者届出提出後、あらためて申請することはできません。)

(2) 申請にあたっては、その通称が本村内で広く通用していることを説明し、かつそのことを証明する資料(公の機関が発行した書類、手紙又は葉書等の信書、名刺、著書等)を提示しなければなりません。

なお、漢字に代えてかな書きをする場合も通称使用の申請手続が必要であるが、この場合は資料の提出は不要です。

(3) 選挙長は、(2)の資料等によって判断することとなります。

(4) 通称の認定を受けた場合には、次の事項については認定を受けた通称しか使用できないので注意してください。

○ 立候補届出の告示

○ 投票記載所内の氏名等の掲示

(期日前・不在者投票記載所及び投票当日投票所)

○ 新聞広告

○ 記号式投票用紙

IV 届 出 期 限 等 一 覧 表

番 号	届 出 事 項	届 出 先	届 出 期 限 等
1	立候補届出、辞退届出 通称認定申請書	選挙長	11月11日（告示日） 午後5時まで
2	選挙事務所の設置、異動届	選管	設置又は異動後直ちに
3	出納責任者選任・辞任・異動・ 職務代行開始（終止）届	選管	選任後直ちに
4	公営施設使用の個人演説会開催 申出	選管	開催日の2日前までに
5	選挙運動の事務員等届出書	選管	雇用前（届け出た日以後 出なければ報酬を支給で きない）
6	選挙立会人届出	選挙長	11月13日（木） 午後5時まで
7	選挙立会人のくじの期日		11月13日（木） 午後5時15分から
8	選挙会の期日		11月16日 午後7時から
9	選挙運動費用収支報告書の提出	選管	12月1日（月） 午後5時まで

選挙立会人は選挙長が定める。

このくじに候補者又はその代理人は立ち会うことができる

V 証明書等の留意事項

1 選挙運動用自動車表示板

- (1) 選挙運動用として、自動車1台使用できること。
- (2) 表示板は、自動車の前部の外からよく見える箇所に掲示してください。
- (3) 表示板には、マジック等により候補者の氏名を記入すること。
- (4) 長期間移動しながら使用するので、途中紛失しないように針金等で固定してください。

2 選挙運動用拡声器表示板

- (1) 選挙運動用として、拡声器一揃いを使用できること。
- (2) 表示板は、マイクの下部に掲示してください。
- (3) 表示板には、マジック等により候補者の氏名を記入してください。
- (4) 個人演説会、幕間演説では、その場において表示板をつけずに別の拡声器を使用することができます。

3 街頭演説用標旗

- (1) 街頭演説をする場合は、必ずこの標旗を掲げてください。
- (2) 標旗には、マジック等により候補者の氏名を記入してください。
- (3) 街頭演説に従事できる者は、乗車者4名を加えた計15人までであること。

4 自動車乗車用腕章

- (1) 選挙運動用自動車に乗る者は、候補者、運転手のほか4名までであり、これらの4名の者は必ずこの腕章をつけること。
- (2) 腕章には候補者の氏名を記入してください。
- (3) 運動員が交代するときは忘れずに引き継いでください。

5 街頭演説用腕章

- (1) 街頭演説に従事する者は、腕章を着用すること。(この腕章は乗車用腕章をつけている者を除き、11人着用できること。)
- (2) 腕章には候補者の氏名を記入してください。
- (3) 従事者が交代するときは、忘れずに引き継いでください。

6 選挙運動用通常葉書使用証明書

- (1) 選挙運動用として、この証明書を提示して一の宮郵便局の窓口に表示して告示後無料で葉書(2500枚)を受けることができます。
- (2) 交付を受ける際には「選挙用」の表示に時間を要するのであらかじめ電話をしておいてください。
- (3) 私製葉書を選挙運動用として使用することは差し支えありませんが、この場合も証明書を提示して「選挙用」の表示を受けなければなりません。なお、葉書に切手を貼ったり、料金別納の表示をしたりしないでください。

7 選挙運動用通常葉書差出票

- (1) 選挙運動用葉書を差し出す場合は、この差出票を添えて配達事務を取り扱う一の宮郵便局の窓口へ差し出してください。
- (2) ポストに投函しても配達されませんので、ポストには投函しないでください。
- (3) 選挙期日の前日までに到着するように差し出してください。

8 新聞広告掲載証明書

- (1) 新聞広告は、選挙運動中2回できます。ただし有料となります。
- (2) この証明書1枚で1回の広告ができます。
- (3) 掲載を希望する新聞社に、この証明書と原稿を持参してください。
- (4) 広告は、縦2段組以内、横9.6cm以内で記事下に限られる。色刷りはできません。
- (5) 投票当日発行の新聞には広告できないので注意してください。

9 選挙運動用ビラ

- (1) 選挙運動用ビラについては選挙管理委員会に届け出た2種類以内のビラ5,000枚を作成することができます。
- (2) ビラは選挙管理委員会の証紙を貼らなければ頒布することができません。
- (3) サイズは29.7cm×21cmを超えてはいけません。

VI 届 出 書 等 一 覧 表

番号	種別	根拠法令	備考
1	選挙事務所設置（異動）届	法第130条	
2	出納責任者選任届	法第180条	
3	選挙立会人となるべき者の届出（承諾書）	法第76条	
4	選挙運動のための事務員等届出書	法第197条の2	
5	個人演説会開催申出書	法第163条	公営施設使用の場合
6	選挙運動費用収支報告書	法第189条	

VII 届出書等の留意事項

1 選挙事務所設置（異動）届出

- （１） 選挙事務所は１カ所のみです。選挙事務所を設置（異動）したときは、直ちに選管に届け出て下さい。**
- （２） 推薦届者が設置する場合は、候補者の承諾書及び推薦届出代表者証明書が必要です。**
- （３） 投票日当日、投票所から 300 メートル以内の区域にある選挙事務所は閉鎖または、移動しなければなりません。**

2 出納責任者選任届出

- （１） 出納責任者を選任しなければ寄付の収納、選挙運動費用の支出ができないので、選任した時は直ちに選管に届け出て下さい。**
- （２） 推薦届出者が届け出る場合は、候補者の承諾書及び推薦届出代表者の証明書が必要です。**

3 選挙立会人となるべき者の届出

- （１） 選挙立会人となるべき者の届出書（兼承諾書）を選挙長に 11 月 13 日午後 5 時まで届け出て下さい。**

4 選挙運動のための事務員等届出

- （１） 選挙運動に従事する事務員等に対しては、１日につき 15,000 円以内（ただし、車上運動員、手話通訳者及び要約筆記者は 20,000 円以内）で報酬を支給することができます。**
- （２） 上記の報酬が支給される事務員等は、届出書によって届出がなされて初めて支給できるものであり、届出前に支給された場合は違反となりますので、注意して下さい。**
- （３） 支給できる期間は、当該届出のあった日から投票日の前日までです。**
- （４） 届出のできる人員は、候補者 1 人につき 1 日 9 人以内で、かつ立候補届出のあった日から投票日の前日までを通じて 45 人を超えない範囲内で異なる者を届け出ることができます。**

5 個人演説会開催申出書

- （１） 公営施設（学校体育館等）を使用して個人演説会を開催する場合は、**

申出書に所要事項を記載のうえ、開催日前２日までに選管に提出してください。（告示日の翌々日でなければ開催できません。）

- （２） 公営施設は同一施設１回に限り無料で使用できます。
- （３） 使用時間は１回につき５時間以内です。
- （４） 演説者は第３者でも演説することができます。

6 選挙運動費用収支報告書

- （１） 報告書は１部を１２月１日までに選管に提出してください。
- （２） 報告書には、各支出を証する領収書の写しを添付しなければなりません。
- （３） 報告書の記載にあたっては、「報告書記載上の注意」及び「記載例」を参照してください。

VIII 選挙運動に関する収入及び支出の報告書の記載上の注意

1. 報告書は、公職選挙法第14章、同法施行規則第4章及び報告書の備考欄に注意のうえ記載してください。

2. 報告書の収入の部のうち「種別」欄は、「寄附」及び「その他の収入」に区別して、その区分ごとに収入年月日の順に記載してください。

3. 報告書の支出の部のうち「支出の目的」欄は会計帳簿科目の

(1) 人件費 (2) 家屋費 (ア 選挙事務所費 イ 集合会場費等)

(3) 通信費 (4) 交通費 (5) 印刷費 (6) 広告費 (7) 文具費

(8) 食料費 (9) 休泊費 (10) 雑費

の費目に区分して、その区分ごとに支出年月日の順に記載するとともにそれぞれ小計をあげてください。

(1) 人件費 労務者及び選挙運動のために使用される事務吏員等に対する報酬

(2) 家屋費 選挙事務所及び備品等の借上料及び電話仮設費並びに個人演説会の借上料等

(3) 通信費 事務連絡用電報、電話、葉書、事務連絡用の封書に要する費用等

(4) 交通費 運動員、事務員等、労務者の自動車賃、汽車賃等(候補者の分は除く)

(5) 印刷費 選挙運動用ポスター及び葉書の印刷費等

(6) 広告費 立札、看板、ちょうちん及び拡声器等の費用

(7) 文具費 紙、筆、墨その他消耗品等の費用

(8) 食糧費 運動員等及び労務者に提供した弁当・茶菓子代の費用

(9) 休泊費 休憩及び宿泊に要した費用

(10) 雑費 光熱水費

4. 選挙運動に関する支出とみなされないものは、次のとおりですので注意してください。(法第197条)

- (1) 立候補準備のために要した支出で、公職の候補者又は出納責任者となった者のした支出又はその者と意思を通じてした支出以外のもの
- (2) 立候補の届出があった後、公職の候補者又は出納責任者と意思を通じてした支出以外のもの。
- (3) 公職の候補者が乗用する自動車等のために要した支出
- (4) 選挙期日後において選挙運動の残務処理に要した費用
- (5) 選挙運動に関し支払う国又は地方公共団体の租税（消費税を除く）または手数料
- (6) 公職選挙法第 1 4 章の 3（政党その他の政治団体の選挙における政治活動）の規定により政党その他の政治団体が行う選挙運動のために要した支出
- (7) 公職選挙法第 1 4 1 条（自動車、拡声機及び船舶の使用）の規定による自動車及び船舶を使用するために要した支出

5. 報告書には支出の金額、年月日及び支出の目的を記載した領収書その他の支出を証明する書類の写しを添付してください。また、領収書の名義は候補者の名前であること。

なお、領収書その他支出を証明する書類をとることができない止むを得ない状況があったときは、その旨、支出の金額、年月日及び目的を記載した書類（報告書とともに交付）を添付してください。

6. 報告書の提出

- (1) 次のアイウについて併せて清算し、選挙期日から 1 5 日以内（1 2 月 1 日まで）に報告書を提出すること
 - ア 選挙の期日の告示前（1 1 月 1 0 日）までの収入及び支出
 - イ 選挙の期日の告示の日（1 1 月 1 1 日）から選挙の期日（1 1 月 1 6 日）までの収入及び支出
 - ウ 選挙の期日経過後になされた寄附その他の収入及び支出
- (2) (1) の精算届出後なされた収入及び支出については、その収入及び支出がなされた日から 7 日以内に提出してください。

IX 選挙運動従事者及び労務者に対する実費費用弁償の 最高額及び報酬の最高額

1. 選挙運動に従事する者1人に対して支給することができる実費費用弁償の 額

- (1) 鉄道賃 鉄道旅行について、路程に応じて旅客運賃等により算出した
実費額
- (2) 船賃 水路旅行について、路程に応じて旅客運賃等により
算出した実費額
- (3) 車賃 陸路旅行(鉄道旅行を除く。)について、路程に応じた実費額
- (4) 宿泊料 (食事2食分を含む。)1夜につき23,000円
- (5) 弁当料 1食につき1,500円(1日につき4,500円)
- (6) 茶菓子 1日につき1,000円

2. 選挙運動のために使用する事務員、車上運動員、手話通訳者及び要約筆記 者1人対し支給することができる報酬の額

事務員・・・1人1日につき15,000円以内

車上運動員、手話通訳者及び要約筆記者・・・20,000円以内

3. 選挙運動のために使用する労務者1人に対する実費弁償の額

- (1) 鉄道賃・船賃及び車賃 前項(1)(2)及び(3)に掲げる額
- (2) 宿泊料(食事は含まない) 1夜につき20,000円

4. 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる報酬の 額

- (1) 基本日額 10,000円以内(8時間の労働に対し支給)
- (2) 超過勤務手当 1日につき基本日額の5割以内

※労務者に対して弁当を提供した場合は労務者に支給すべき報酬の基本日
額から弁当の実費に相当する額を差し引いたものを支給しなければならない。

選挙運動一覧表

区分	根拠法令	適用状況	備考
選挙運動期間	法 1 2 9	選挙期候補者届出が受理（立候補届出日）されてから選挙期日の前日まで	例外として選挙当日でもできるもの。 1 投票所を設けた場所の入口から 3 0 0 m 以外の区域に選挙事務所を設けること（法 1 3 2 条）。及び同選挙事務所に選挙事務所を表示する看板類を掲示すること。 2 法 1 4 3 条の運動用ポスターを公営掲示場に掲示しておくこと。
選挙事務所の設置	法 1 3 0 法 1 3 1 法 1 3 4	1 箇所、設置できます。設置した場合は、当委員会に直ちに届け出てください。 また、選挙事務所を異動した場合も直ちに届け出てください。 選挙事務所を表示する看板類については、事務所の表示が主目的でなければならない、事務所所在場所に掲示する必要がある。単なる政見のみを記載したものや、事務所に通じる道路等には掲示できない。	1 選挙運動のための休憩所その他これに類する設備は設けることができません（法 1 3 3） 2 違法なものについては、当委員会が閉鎖を命じます。 3 1 日につき 1 回を超えて移動（廃止に伴う設置を含む）することはできません。
選挙事務関係者の選挙運動	法 1 3 5	1 投票管理者、開票管理者、選挙長は在任期間中その関係区域内で禁止されます。 2 不在者投票管理者は、不在者投票について業務上の地位を利用して選挙運動はできません。	在職中とは、選管が選任したときから職務が終了するまでです。 県選管が指定した不在者投票のできる病院、施設等の長も不在者投票管理者である。
公務員等の地位利用による選挙運動	法 1 3 6 の 2	1 国又は地方公共団体の公務員 2 日本道路公団等の委員、役員若しくは職員 は、その地位を利用する選挙運動は禁止されています。 なお、その地位を利用して後援団体への加入勧誘等の特定の行為を行った場合は、この禁止事項に該当するとみなされます。	「その地位を利用して」とは、公務員及び公団等の役職員としての地位にあるがために特に選挙運動を効果的に行うような影響力又は便益を利用する意味であり、職務上の地位と選挙運動の行為が結びついている場合をいいます。 したがって、不特定多数の一般有権者を対象としての選挙運動としてのポスター、通常葉書、公報、演説会、演説において公務員等（選挙運動ができる者に限る）が推薦人として単に職名を通常の方法で記載したり、名乗ったりすることだけでは「地位利用」とはなりません。 区長、嘱託員、消防団員等で市町村長から任命委嘱されている者もこの場合公務員に含まれます。 特定行為とは法第 1 3 6 条の 2 第 2 項の規定によるものです。
教育者の地位利用の選挙運動	法 1 3 7	学校教育法に規定する学校の長及び教員は、児童、生徒、学生に対する教育上の地位を利用しての選挙運動は禁止されています。	「学校教育法に規定する学校」とは、大学、高校、中・小学校、高専学校、盲ろう学校、養護学校及び幼稚園をいうものであって、官公私立を問いません。

区分	根拠法令	適用状況	備考
未成年者の選挙運動	法137の2	満18歳未満の者は選挙運動が禁止されています。 また、これらの者を使用して選挙運動をすることも禁止されています。	労務に使用することは差し支えありません。
選挙権、被選挙権を有しない者の選挙運動	法137の3	法第252条又は政治資金規正法第28条の規定による公民権停止中の者は禁止されています。	
戸別訪問	法138	戸別訪問により選挙運動をすることは一切禁止されています。	投票を得又は得しめない目的をもって訪れることは、屋内に入らない場合でも該当し、住居に限らず事務所、工場等も含まれます。
署名運動	法138の2	選挙に関し、投票を得又は得しめない目的をもって、署名運動することは禁止されています。	
人気投票の公表	法138の3	公職に就くべき者を予想する人気投票の経過又は結果を公表することは禁止されています。	
飲食物の提供	法139 法197の2 令109の2 令129	何人も、選挙運動に関して、いかなる名義をもってするを問わず飲食物を提供することは禁止されています。(湯茶及びこれに伴う通常用いられる程度の菓子を除く)。 なお、選挙運動に従事する者及び労務者に対し一定の制限のもとで選挙事務所において次の食数の範囲内で弁当を提供できます。 45食×5日＝225食	1 選挙人から候補者への陣中見舞い(飲食物の提供)も禁止されます。 2 労務者に弁当を提供したときは、基本日額から提供した弁当料を差し引かなければなりません。 1食1,500円以内 1人1日4,500円以内
氣勢を張る行為	法140	自動車を連ね又は隊伍を組んで往来する等の氣勢を張る行為は禁止されています。	
連呼行為	法140の2	演説会場及び街頭演説(演説を含む。)の場所で行う場合並びに午前8時から午後8時までの間に選挙運動用自動車の上において行うほかは禁止されています。	学校、病院、診療所、その他の療養施設の周辺においては、静穏を保持するよう努め、授業、診療、療養に支障がないようにしなければなりません。
自動車等の使用	法141 令109の3	自動車1台に限ります。 当委員会が交付する表示板を付かなければなりません。	施行令第109条の3で定める乗用自動車又は小型貨物自動車に限ります。 道路交通法上、警察に届出ること
拡声機の使用	法141	1 1揃に限ります。 2 個人演説会(演説を含む。)の開催中その会場においては、別に1揃を使用することができます。	当委員会が交付する表示板を付かなければなりません。 なお、左記2の拡声機には表示板は不要です。

区分	根拠法令	適用状況	備考
自動車等の乗車制限	法 1 4 1 の 2	自動車 1 台について、候補者、運転手を除き 4 人に限り乗車できます。	当委員会が交付する乗車用腕章を着用しなければなりません。
車上の選挙運動	法 1 4 1 の 3	前記の車上における連呼行為及び停止した車上において演説する場合の外は禁止されています。	前記「連呼行為」を参照してください。
文書図画の頒布及び回覧	法 1 4 2 公職郵便規則	1 頒布できるものは、通常葉書（無料）2, 5 0 0 枚のみ認められています。（候補者用通常葉書使用証明書が必要です）。この通常葉書は、通常の使用方法で頒布（郵便局による配達）することができます。 2 文書図画の回覧は禁止されています。 ただし、選挙運動用自動車につけて使用するポスター類（法第 1 4 3 条第 1 項第 2 号）及びたすき等の類（同条同項第 3 号）を候補者が着用して回覧することは差し支えありません。	葉書について 1 交付は郵便局で行われます。 2 差出は、配達事務を取り扱う郵便局の窓口にて、選挙長が発行する選挙運動用通常葉書差出票を添えて差し出してください。 3 候補者のために第三者（選挙運動ができる者）も出すことができます。 4 選挙期日の前日までに到着するように出さなければなりません。 5 同一世帯内であれば連名にしても差し支えありませんが、会社等に出す場合で「御中」「ご一同様」として回覧、掲示によらなければ周知できないものは禁止されています。
文書図画の掲示	法 1 4 3 法 1 4 4 法 1 6 6 の 2	次に掲げるものの外は掲示できません。 1 選挙事務所を表示するために、その場所において使用するポスター、立札及び看板の類（合計 3 以内）ちょうちん（1 個） 2 選挙運動用自動車に取り付けて使用するポスター、立札、看板の類（数の制限なし）並びにちょうちん（1 個） 3 候補者が使用するたすき、腕章及び胸章の類 4 個人演説会場においてその演説会の開催中使用するポスター、立札、看板（会場内において数の制限なし）及びちょうちん（1 個） 5 選挙運動用ポスター（4 2 c m × 3 0 c m 以内）は公営ポスター掲示場以外には掲示できません。 6 法第 1 6 4 条の 2 に定める個人演説会用の立札、看板の類（2 7 3 c m × 7 3 c m 以内）5 個以内（「個人演説会」の項参照）	1 ポスター、立札、看板類の規格 左記 1 は、350 c m × 100 c m 以内 左記 2 及び 4 は、273 c m × 73 c m 以内 2 選挙運動用ポスターには、掲示責任者及び印刷者の住所氏名を記載しなければなりません。 3 ちょうちんの規格は高さ 85 c m、直径 45 c m 以内

区分	根拠法令	適用状況	備考
ポスター 掲示場	法 1 4 4 の 2 (1 4 4 の 4)	候補者は指定された区画番号(届出順位と同じ番号)の区画に掲示してください。 (4 5 cm×4 5 cm 以内)	村内 1 9 箇所のポスター掲示場が設置されているので、立候補届出後当委員会より設置一覧表を受領すること。
文書図画 の頒布又は 掲示につき禁 止を免れる行 為の制限	法 1 4 6	1 何人も選挙運動期間中は、いかなる名義をもってするを問わず、法第 1 4 2 条(文書図画の頒布)、法第 1 4 3 条(文書図画の掲示)の禁止を免れる行為として候補者の氏名、シンボルマーク、政党その他の政治団体の名称等を表示したものを頒布又は掲示することはできません。 2 選挙運動期間中に候補者の氏名、政党その他の政治団体の名称、選挙運動員、候補者と同一の戸籍内にある者の氏名を表示した年賀状、寒中見舞い状、暑中見舞い状その他これに類似するあいさつ状を選挙区内に掲示又は頒布することは、禁止を免れる行為とみなされます。	
文書図画 の撤去	法 1 4 7	違法に文書図画を掲示したものとがあると認めるときは、県及び市町村選挙管理委員会は警察署長に通報のうえ撤去を命じることとなります。	
新聞広告	法 1 4 9 規則 1 9 規則 2 0	有料で 2 回できます。 横 9. 6 cm、縦 2 段組以内、記事下に限られ、色刷りはできません。	新聞広告掲載証明書が必要
選挙運動 放送の制限	法 1 5 1 の 5	放送設備を使用して選挙運動の放送をし又は放送させてはならないこととされています。	「一対一」式の電話による選挙運動は自由です。
個人演説 会	法 1 6 1 ～ 法 1 6 4 の 2 法 1 6 4 の 4	1 候補者は公営施設及び公営施設以外の施設を利用して開催できる。(回数の制限はない)。 2 公営施設については 1 回に限り無料。(5 時間以内)	公営施設を利用して個人演説会を開催するときは、その開催すべき前 2 日までに当委員会に申し出る必要があります。
他の演説 会の開催	法 1 6 4 の 3	1 上記の個人演説会を除く外、名義の如何を問わず選挙運動のための演説会は開催できない。 2 候補者が同一施設に別個に申し出るいわゆる共同個人演説会を開催することは差し支えないが、候補者以外の者が 2 人以上の公職の候補者の合同演説会を開催することは、1 の禁止行為とみなされます。	

区分	根拠法令	適用状況	備考
街頭演説	法 164 の 5 ～ 法 164 の 7	1 演説者はその場所にとどまり、かつ、標旗を掲げることが必要です。 2 街頭演説は午後 8 時から翌日の午前 8 時までの間は禁止されています。 3 街頭演説に従事する者（候補者、運転手を除く）は 15 人を超えてなりません。	1 学校、病院、診療所その他の療養施設の周辺においては、静穏を保持するよう努め、授業、診療及び療養に支障のないようにすること。 2 当委員会が交付する腕章を着用しなければなりません。乗車用腕章も使用できるので、腕章は 1 枚交付されます。 3 街頭、乗り物、店先等で知人、友人に偶然あった際に投票を依頼することは個々面接として許されます。 4 長時間にわたって同一の場所にとどまってすることのないように努めるようにしなければなりません。
特定の建物及び施設における演説等の禁止	法 166	次に掲げる建物及び施設では、演説及び連呼行為を行うことはできません（前記公営施設使用の個人演説会を除く）。 1 国又は地方公共団体の所有し又は管理する建物（公営住宅を除く。） 2 汽車、電車、乗合自動車、船舶（法第 141 条の選挙運動に使用する船舶は除く）及び停車場その他鉄道地内 3 病院、診療所その他の療養施設	
選挙期日後のあいさつ行為の制限	法 178	当選又は落選に関し、選挙人にあいさつする目的で次の行為をしてはなりません。 1 選挙人に対して戸別に訪問すること。 2 自筆の信書及び当選又は落選に関する祝辞、見舞い等の答礼のためにする信書を除くほか、文書、図画を頒布し又は掲示すること。 3 新聞紙又は雑誌を利用すること。 4 法第 151 条の 5（選挙運動放送の制限）に掲げる放送設備を利用して放送をすること。 5 当選祝賀会その他の集会を開催すること。 6 自動車を連ね又は隊伍を組んで往来する等氣勢を張る行為をすること。 7 当選に関する答礼のため当選人の氏名方は政党その他の政治団体の名称を言い歩くこと。	

区分	根拠法令	適用状況	備考
出納責任者の選任等	法180 ～ 法191	選挙運動に関する収入、支出の責任者1人を選任し、直ちに当委員会に届出なければなりません。 出納責任者は、当委員会への届出前の寄附の受領及び支出が禁止されています。(法第184条) 選挙後は、収支報告書を選挙期日後15日以内に提出しなければなりません。	1 候補者は、出納責任者が支出することができる金額の最高額を定め、その文書に両者が署名捺印をしておかなければなりません。 2 会計帳簿を備え、支出の場合は、必ず領収書をとっておかなければなりません。
選挙運動法定費用額	法194 法197 法197 の2 令127	選挙運動に関する支出の金額は右のように制限されます。 運動員に支給することができる実費弁償、報酬の額は、当委員会が定めるところによります	1 (告示日現在選挙人名簿登録者数×110円)+130万円 2 選挙運動の支出とみなされないものがありますので注意してください(法第197条)
選挙運動のために使用する事務員等の届出	法197 の2	報酬の支給を受けることができる選挙運動のために使用する事務員(単純労務者でない。)及びいわゆる車上運動員については、立候補の届出の日から選挙期日の前日まで1日につき9人を超えない範囲内で報酬を支給することができます。 また、この期間を通じて45人(9×5)を超えない範囲内で異なる者を届け出ることができます。	1 届け出た者に限られてくるので直ちに届けでておくこと
寄付等の禁止	法199 ～ 第200	1 特定の寄附の禁止(法第199条) (1) 村と請負等の契約の当事者の寄附は禁止されています。 (2) 村から利子補給の交付の決定を受けている者から融資を受けている会社その他の法人である場合は、当該利子補給金の交付の決定の通知を受けた日から起算して1年を経過した日までの間、当該会社その他の法人は当該選挙に関しての寄附は禁止されています。 2 候補者(なろうとする者及び公職にある者を含む。以下「候補者等」という)は、いかなる名義をもってするを問わず、原則として選挙区内の者に対する寄附は禁止されています。 また、何人も候補者等を寄附の名義人として選挙区内にある者に対して寄附をすることはできません。 さらに、何人も候補者等に対して、当該選挙区内ある者に対する寄附を要求することができません。(法第199条の2)	次のものを除き罰則適用 祝儀・香典(候補者等が自ら出席する結婚披露宴・葬式において供与するもの) 次のものに罰則 候補者等を威迫してする勧誘・要求 候補者等の当選又は被選挙権を失わせる目的をもって勧誘・要求

区分	根拠法令	適用状況	備考
寄付等の禁止 (つづき)	法 199 ～ 第 200	3 候補者等が役職員等である会社等は、いかなる名義をもってするを問わず、これらの氏名を表示して又は類推されるような方法で、選挙区内にある者に対する寄附は、原則としてできません(法第199条の3)。 4 候補者等の氏名が表示され又はその氏名が類推されるような名称が表示されている会社等は、原則として当該選挙に関しての寄附は禁止されています(法第199条の4)。 5 後援団体は、原則として選挙区内にある者に対する寄附は禁止されています。 また、何人も後援団体の総会等の集会又は見学、旅行等の行事において、一定期間、選挙区内にある者に対し饗応接待若しくは金銭、記念品等の物品を供与することはできません。 さらに、一定期間、候補者等は当該後援団体に対しても寄附をすることができません(法第199条の5)。 6 何人も、選挙に関し、法第199条(特定の寄附の禁止)に規定する者に対しての寄附の勧誘又は要求はできません。また、法第199条に規定する者から寄附を受けることもできません(法第200条)。	5の一定期間は任期満了の日90日にあたる日から選挙の期日まで
あいさつ状の禁止	法 147 の 2	候補者等は、選挙区内にある者に対し、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状、寒中見舞い状その他これらに類するあいさつ状(電報その他これらに類するものを含む)を出すことは禁止されています。	選挙運動の期間の内外を問わず、また選挙運動に関するものとして行われるか否かを問わず、禁止されています。
あいさつを目的とする有料広告の禁止	法 152	1 候補者等は、選挙区内にある者に対する主としてあいさつを目的とする広告を有料で新聞、雑誌、ビラ、パンフレットその他これらに類するものに掲載させ、又は一般放送事業者等の業務を行う者の放送設備により放送させることはできません。 2 後援団体も1と同様に禁止されています。 3 あいさつの内容には、年賀、寒中見舞い、暑中見舞いその他これらに類するあいさつの外に、慶弔、激励、感謝その他これらに類するあいさつが含まれます。	選挙運動の期間の内外を問わず、また選挙運動に関するものとして行われるか否かを問わず、禁止されています。

立候補・選挙運動の準備行為として許される事項

事項	備考
1 政党等の公認を求める行為 2 選挙事務所借入の内交渉 3 出納責任者就任の内交渉 4 運動員就任の内交渉 5 労務者の雇い入れの内交渉 6 応援演説出演依頼の内交渉 7 演説会場借入の内交渉 8 選挙運動用自動車借入の内交渉 9 選挙用自動車の構造変更その他の事前審査 10 ポスター、看板等の作製 11 供託の手続 12 戸籍謄本等の取り寄せ 13 立候補届出書の事前審査 14 選挙運動用葉書、ポスター、演説、選挙公報の各原稿の起案及び宛名書き等	選挙運動は、立候補届出の日から選挙期日の前日まで（一部例外として当日できるものについては前述）しかできないが、左記のようなもので直接有権者を対象としないものであり、事務上の交渉又は準備に属する行為で、そのこと自体が直ちに投票を獲得することを目的としないようなものは選挙運動とはなりません。 しかし、内交渉などに名を借りて投票依頼に及ぶ場合とか、多数の者に対して各種の内交渉がなされるなど、準備行為を悪用して、併せて投票獲得の意図をもって行われるときは選挙運動（事前運動）として、違反となります

（注意）上記は、主なものについて述べたにすぎないので、詳細については関係法令等をよく参照、照合してください。